

筑紫野市証明書自動交付機（行政キオスク端末）導入業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

現在、住民票の写しや所得・課税証明書証明書などの証明書はコンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末（マルチコピー機）によるコンビニ交付に対応している。しかしながら、令和 7 年度における交付実績はコンビニ交付の対象となる証明書交付総数の約 30%に留まっており、過半の市民が市役所本庁舎及び出張所に来庁し、証明書を取得している状況にある。

そのため、市役所本庁舎に証明書自動交付機（行政キオスク端末）を設置し、来庁者に行政キオスク端末の利用方法を周知するとともに、市民自ら操作し、利便性を実感する機会を提供することによって、身近なコンビニエンスストア等でのコンビニ交付の利用を促し、将来的には「行かない窓口」の実現による市民の利便性向上と市役所本庁舎窓口の混雑緩和を図ることを目的とする。

2 業務の概要

筑紫野市役所本庁舎 1 階に証明書自動交付機（行政キオスク端末）を導入するものとする。

なお、詳細は「筑紫野市証明書自動交付機（行政キオスク端末）導入業務 仕様書」のとおりとする。

3 履行期間

契約締結の翌日から令和 8 年 12 月 28 日（月曜日）までとする。

4 提案限度額

8,052 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

5 公募型プロポーザルにより受注候補者を選定する理由

本事業は、価格のみによる競争では、事業の目的を達成できない事業者が選定される恐れがあることから、専門的な知識及び技術を有し、的確な提案を行う事業者を選定するため公募型プロポーザルにより広く提案を公募するもの。

6 業務スケジュール（予定）

実施内容	期日等
公募開始	令和 8 年 5 月 7 日（木曜日）
質疑事項受付	令和 8 年 5 月 13 日（水曜日）17 時まで
質疑事項回答	令和 8 年 5 月 15 日（金曜日）

提案書提出期限	令和 8 年 5 月 27 日（水曜日）17 時まで
プロポーザル審査会	令和 8 年 6 月上旬（予定）
選定結果通知	令和 8 年 6 月上旬（予定）
契約締結	令和 8 年 6 月下旬（予定）

7 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者（以下「参加者」という。）とする。

- (1) 筑紫野市競争入札参加資格及び手続等に関する規程第 5 条に規定する有資格者名簿に登載されていること。
- (2) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、筑紫野市指名停止等の措置に関する規則に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 筑紫野市暴力団排除条例（平成 22 年条例第 14 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（法人その他の団体にあっては、その役員等がこれらに該当する場合を含む。）でないこと。
- (4) 本事業の主旨を十分に理解したうえで委託業務を実施できること。
- (5) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じており、ISO/IEC27001 又は JIS Q27001 及びプライバシーマークの認証を受け、現在も保持していること。
- (6) 過去 5 年（令和 3 年度から令和 7 年度まで）の間に、地方公共団体に対する行政キオスク端末の導入実績を有すること。
- (7) 福岡県内に事務所又は支店、営業所等を有し、委託業務履行場所まで 1 時間 30 分以内に到達できること。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者を除く。）であること。
- (9) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

8 参加申込の手続き

- (1) 担当課（問合せ先）
福岡県筑紫野市石崎一丁目 1 番 1 号
筑紫野市企画政策部企画政策課情報管理担当
電話：(092) 923-1111（内線 275）

メール：jouhou@city.chikushino.fukuoka.jp

(2) 提出書類

- ① 参加申込書（様式第1号） 1部
- ② 誓約書兼同意書（様式第2号） 1部
- ③ 国税の未納税額がないことの証明（発行日から3か月以内のもの） 1部
※法人の場合は納税証明書（その3の3）
個人事業主の場合は納税証明書（その3の2）
- ④ 提案書（様式任意） 紙媒体1部及びPDFデータ
※提案書の内容については、別添「仕様書」で定める仕様を踏まえつつ、以下の事項について明示するものとする。
 - (ア) 行政キオスク端末の機能、コンビニエンスストア店舗等への導入実績
 - (イ) 行政キオスク端末の機器構成（ネットワークを含む。）
 - (ウ) 行政キオスク端末の導入、運用にあたり、参加者が講じる情報セキュリティ対策の内容
 - (エ) 行政キオスク端末導入後の運用方法（行政キオスク端末の日常的な運用方法、手数料徴収方法、地方公共団体情報システム機構への手数料、負担金など納入方法などの業務フロー）
 - (オ) 行政キオスク端末導入後に必要となるランニングコスト
※ランニングコストについては、以下のものを含めた60か月分の費用を記載すること。なお、1か月の想定発行枚数は3,510枚とする。
 - ・別添「筑紫野市証明書自動交付機（行政キオスク端末）運用保守仕様書」に基づく保守運用費用
 - ・証明書発行手数料(委託手数料117円のうち受注者分)
 - ・証明書用A4用紙及びレシート用感熱ロールペーパー
 - (カ) その他、本事業の目的の達成に寄与する独自提案
- ⑤ 見積書（様式任意） 1部
※見積書の内容については、別添「筑紫野市証明書自動交付機（行政キオスク端末）導入業務仕様書」に基づき作成すること。
- ⑥ 業務実績調書（様式第3号） 1部

(3) 提出方法

持参又は郵送により、8(1)の担当課あて提出すること。郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし、受付期間内に必着とする。

また、8-(2)-④のPDFデータについては、8-(1)の担当課メールアドレス宛に送信すること。

(4) 提出期限

令和8年5月27日（水曜日）17時必着

9 質疑及び回答

(1) 質疑

① 質疑方法

質疑書（様式第4号）を電子メールにより、8(1)の担当課あて提出すること。

電子メールを送信する際は、データ容量を5MB以下とし、件名に「行政キオスク端末導入業務質疑事項（事業者名）」と明記すること。送信後は、必ず担当課へ電話により受信確認を行うこと。

② 質疑受付期間

令和8年5月7日（木曜日）から令和8年5月13日（水曜日）17時まで

(2) 回答

① 回答方法

筑紫野市公式ホームページに質疑事項及び回答を掲載する。

② 回答掲載日

令和8年5月15日（金曜日）

10 選定方法

- (1) 本プロポーザルによる企画提案内容の審査は、筑紫野市証明書自動交付機（キオスク端末）導入業務公募型プロポーザル選定委員会が行うものとする。
- (2) 選定基準は別紙「筑紫野市証明書自動交付機（キオスク端末）導入業務公募型プロポーザル評価基準」のとおりとする。
- (3) 受注候補者については、非公開の選定委員会における書類審査により選定するものとする。
- (4) 選定会における審査の結果、評価点数の合計点数が最も高い者を受注候補者とし、随意契約締結に向けた協議、交渉を行うものとする。ただし、当該受注候補者と合意に至らなかった場合は、次に合計点数の高い者から順に交渉を行う。

11 契約方法

10において選定、合意した者と随意契約を締結する。

12 選定結果の通知

選定結果は、選定作業終了後すべての参加者に書面で通知する。なお、参加者は、本プロポーザルに関する一切の事項について、異議その他苦情を申し出ることはできないものとする。

13 その他

- (1) 提出書類の取扱い

- ① 提出された書類は、返却しないものとする。
- ② 提出された書類は、本プロポーザルにおける受注候補者選定及び契約事務以外の目的では使用しないものとする。ただし、公文書開示請求が行われたときは、筑紫野市情報公開条例その他関係法令の規定に即して対処するものとする。

(2) その他

- ① 本プロポーザルに係る費用については、全て参加者負担とする。
- ② 参加申込書の提出後、参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- ③ 提案書及び見積書は、1者につき1案に限る。
- ④ 参加者が1者のみの場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行うものとする。この場合、評価点（合計）の6割以上の得点を得たときに、当該参加者を受注候補者として選定するものとする。